住所　茨城県土浦市板谷２丁目712番地50
肖明　昭和46年10月17日生
住所　東京都葛飾区亀有１丁目10番８―603号
ポンワディー・スギモト　平成５年６月15日生
住所　広島市佐伯区五日市町大字下河内180番地31
田雅美　昭和54年12月６日生
住所　広島市佐伯区藤の木３丁目19番９号
田秀一　昭和58年７月24日生
住所　福井県坂井市丸岡町安田新第20号63番地３
ホセフィナ・マナンサラ・フジタ　昭和42年６月19日生
住所　滋賀県草津市野路１丁目14番38―1001号
金一曉　昭和44年５月17日生
住所　横浜市鶴見区下末吉５丁目４番４号
カズオ・カトウ　昭和21年７月18日生
住所　川崎市中原区苅宿47番12―204号
バルカ・ナディア　昭和49年５月15日生
住所　静岡県袋井市深見1392番地９
チアゴ・ムリロ・シルバ　昭和60年12月７日生
住所　神奈川県藤沢市鵠沼神明３丁目６番１―518号
ウィリアン・リカルド・シルバ　平成元年５月25日生
住所　大阪府東大阪市三島３丁目４番４号
金榮治　昭和50年７月６日生
住所　大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目９番３号
李英俊　昭和57年２月４日生
住所　堺市南区晴美台３丁13番２―603号
李飛　昭和55年６月13日生
住所　大阪府高槻市八丁西町１番18―602号
禹英喜　昭和53年９月27日生
住所　滋賀県高島市勝野1447番地21
禹**修權**　昭和27年２月18日生
薛俊子　昭和29年12月31日生
住所　大阪市北区天満２丁目９番９―305号
ジニーブ・リザルド・チョウナン　平成３年６月21日生
住所　宮城県角田市梶賀字高畑南371番地４
黄玉**桌**　昭和28年４月８日生
住所　岐阜県大垣市楽田町１丁目1813番地２
王振　昭和48年７月７日生
住所　石川県金沢市諸江町上丁209番地１
宋継宝　昭和56年９月16日生
住所　福岡市東区香椎照葉２丁目４番46号
趙遠新　昭和37年６月12日生
伍凡　昭和49年８月13日生
趙宇航　平成13年６月26日生
趙宇晨　平成14年10月11日生
住所　埼玉県入間市春日町２丁目14番８―1409号
何**雅**琴　昭和55年６月18日生
住所　埼玉県飯能市南町１番35―508号
蒙海英　昭和38年３月８日生
住所　愛知県清須市土田３丁目４番地13
張玉梅　昭和47年12月４日生
住所　佐賀県鳥栖市酒井西町857番地１
蘇豊　昭和32年２月17日生
田英淑　昭和37年８月９日生
住所　福岡市中央区地行３丁目26番25―208号
蘇基成　平成４年５月13日生
蘇麻美　平成６年４月27日生
住所　千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目17番７号
劉芳　昭和56年７月14日生
住所　千葉県松戸市六高台９丁目105番地９
董麗穎　昭和55年12月２日生
住所　兵庫県尼崎市大庄中通４丁目23番地３
艾艷梅　昭和60年５月20日生
住所　兵庫県豊岡市寿町４番５号
劉清貴　昭和28年１月25日生
翁和瑛　昭和31年１月５日生
劉崇徳　昭和58年12月５日生
劉知佳　昭和63年11月16日生
住所　神戸市西区大津和１丁目３番地３
劉善徳　昭和56年３月４日生
住所　大阪市天王寺区石ケ辻町５番13号
劉美佳　昭和60年７月11日生
住所　横浜市泉区上飯田町2619番地
周偉烈　昭和57年２月５日生
住所　川崎市幸区南加瀬１丁目17番１―102号
李青　昭和47年３月26日生
住所　川崎市川崎区殿町２丁目６番28号
イサオ・ハマサキ　昭和36年７月５日生
クラリッセ・カツヱ・ノムラ・ハマサキ　昭和33年５月12日生
ウィリアン・マコト・ハマサキ　平成５年８月19日生

○外務省告示第二百七十六号

一　次に掲げる各国の政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

カナダ	平成十年五月二十九日
民主人民共和国アルジェリア	平成十年六月十一日
ニュージーランド	平成十年六月二十五日
中華人民共和国	平成十一年一月五日
イタリア共和国	平成十一年九月十六日
インド	平成十一年十一月十五日
フィジー諸島共和国	日平成十一年十一月三十日
モーリシャス共和国	平成十一年十二月六日
トンガ王国	平成十一年十二月十日
ボーランド共和国	一平成十一年十二月二十日
ロシア連邦	平成十二年三月二十日
グルジア	平成十二年四月十八日
リヴァティグア・バーブーダ	平成十二年六月十四日
トリニダード・トバゴ共和国	平成十二年三月六日
ケニア共和国	平成十二年三月二日
マルタ共和国	平成十二年一月六日
コモロ連合	平成十二年一月五日
ウクライナ	平成十二年三月二十日
ルクセンブルグ大公国	平成十二年三月二十日
ベラルーシ共和国	平成十二年三月二十日
ルワンダ共和国	平成十二年四月十日
ブルガリア共和国	平成十二年六月二十七日
スロベニア共和国	平成十二年七月十九日
アルメニア共和国	平成十二年十月十三日
ニュージーランド	七日平成十二年十一月十三日
独立国アンティグア・バーブーダ	平成十三年一月八日
ラトビア共和国	平成十三年二月二十三日
エストニア共和国	平成十三年三月二十三日
ドミニカ国	平成十三年三月二十三日
ルクセンブルグ大公国	平成十三年三月二十三日
カンボジア王国	平成十三年六月八日
ベラルーシ共和国	平成十三年六月四日
ドミニカ国	平成十三年八月十七日
アンゴラ共和国	平成十三年十月四日
グレナディーンズ及びグレナディーン諸島	平成十三年十月九日

○外務省告示第二百七十七号

一　次に掲げる各国の政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

カメルーン共和国	平成十三年十月十五日
ポルトガル共和国	日平成十三年十一月十三日
コロンビア共和国	平成十三年十一月十九日
カタール国	日平成十三年十一月二十日
エルサルバドル共和国	平成十四年一月二日
サラブルネイ・ダルサーム国	平成十四年一月三十一日
モザンビーク共和国	平成十四年二月一日
モナコ公国	平成十四年四月二十六日
マダガスカル共和国	平成十四年五月二十一日
ガボン共和国	日平成十四年五月二十一日
チリ共和国	日平成十四年五月二十九日
ナミビア共和国	平成十四年十二月十八日
タンザニア連合共和国	平成十四年十一月十九日
ギニア共和国	平成十四年十月二日
コンゴ共和国	平成十四年八月七日
ニュージーランド	平成十四年六月十七日
ベナン	平成十五年二月三日
トナム社会主義共和国	平成十五年六月十七日
ボヴェルデ共和国	平成十五年七月四日
ガーナ共和国	平成十五年十一月二十日
ルガリア共和国	八平成十五年十一月二十日
クウェート国	平成十六年四月十六日
レーシア	平成十六年五月二十日
ソロモン諸島	平成十六年六月九日
ツバル	平成十六年六月三十日
アストニア共和国	平成十六年八月八日
フリカ共和国	平成十六年十月七日
ンゴラ共和国	平成十六年十月二十一日
イスラエル国	日平成十六年十月二十一日
フセン南アフリカ共和国	平成十六年十月十七日
ンドラ公国	平成十六年十月二十一日
ンガポール共和国	平成十六年十月二十一日
ロバキア共和国	平成十六年十月二十一日
ロベニア共和国	平成十六年十月二十一日
ンバブエ共和国	平成十六年十月二十一日
ルバイジャン共和国	平成十六年十月二十六日
ルギー王国	平成十六年十月二十六日
ルーマニア	平成十六年十月二十六日
ルーシ	平成十六年十月二十六日
ルクセンブルグ大公国	平成十六年十月二十六日
ルゼンチン共和国	平成十六年十月二十六日
ルメニア